32年度)を策定しました。 くため、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ム」の構築を図るとともに、高齢者施策を総合的に推進してい れ、生活の中にも定着するようになってきました。 目的として、平成12年のスタート以来18年にわたり普及が図ら 本市ではこの度、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステ 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことを (平成30~

概要について 平成30年度介護保険制度の

①運営目標

状態の重度化防止を目指した といった多職種間の連携によ 取り組みや医療・介護・福祉 高齢者の自立支援と要介護

②介護予防 推進していきます。 る地域ネットワークの強化を 平成29年度から開始されて

※図1参照

え置かれています。

③介護保険料(65歳以上)

山梨県内でも低い水準に据

させていきます。

と介護予防推進事業」

を充実

援総合事業」や「地域まるご いる「介護予防・日常生活支

※表1参照

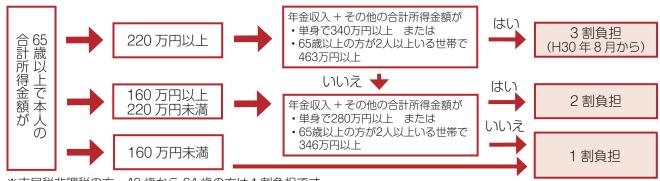
④3割負担の導入 すので、そちらでご自身の負 要介護認定を受けている方に 成30年8月より特に所得の高 保険負担割合証」を発行しま は7月下旬頃に新たな「介護 い方は3割負担となります。 は2割となっていますが、平 所得金額等に応じて1割また している方の自己負担割合は 現在、介護サービスを利用

【表1】平成30年度の介護保険料(段階設定)

担割合をご確認ください。

| 所得段階 | 対象者 | | 保険料 |
|---------|------------------------|--|------------------|
| | 市民税 | 本人の平成 29 年中の合計所得金額等 | (年額) |
| 第1段階 | 世帯全員が非課税 | 生活保護受給者老齢福祉年金受給者課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80 万円以下 | 27,800円 |
| 第2段階 | | ・課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80 万円超 120 万円以下 | 46,200円 |
| 第3段階 | | •課税年金収入額 + 合計所得金額 = 120 万円超 | 46,200円 |
| 第4段階 | 本人は非課税 かつ 世帯員が課税 | ・課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80 万円以下 | 55,500円 |
| 第5段階 | | • 課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80 万円超 | 61,600円 (基準額) |
| 第6段階 | 本人が課税 | ・合計所得金額 = 120万円未満 | 74,000円 |
| 第7段階 | | · 合計所得金額 = 120万円以上 200万円未満 | 80,100円 |
| 第8段階 | | •合計所得金額 = 200万円以上 300万円未満 | 92,400円 |
| 第9段階 | | ・合計所得金額 = 300万円以上 500万円未満 | 104,800円 |
| 第 10 段階 | | ・合計所得金額 = 500 万円以上 | 117,100円 |

【図1】介護保険サービスの自己負担割合



※市民税非課税の方、40歳から64歳の方は1割負担です。

会場

通知書を送付します 徴収のお知らせおよび暫定平成30年度介護保険料の仮

本年度の住民税が確定した後 的に算定したものです。 30年度前期分の保険料を暫定 時点では確定していないため、 度の住民税の課税所得が4月 本来の保険料額の通知は、 今回送付する通知は、 本年

に再計算し、 7月に改めて送

■年金より天引き (特別徴収)の方

分の通知 (仮徴収のお知らせ) 平成30年4月・6月・8月

あなたのやさしさを!

献血にご協力ください

6回で割った金額が、 じ所得段階の保険料を、

年金か 納期

で、多くの皆さんのご理解と 所庁舎にて献血を行いますの ティアです。次のとおり市役 ご協力をお願いします。 問い合わせ 12時30分~15時30分 10時~11時30分 韮崎市献血推進協議会 献血は身近にあるボラン **☎**055-251-5891 山梨県赤十字血液センター 市役所庁舎東駐車場 4月26日 (木) **☎**23-4310 ※天引き額が年間を通して均 ら天引きとなります。 ります。 徴収額を変更する場合があ 等になるように、8月の仮

日時

※7月送付の通知に記載 ■納付書または□座振替 (普通徴収)の方

得をもとに算定した保険料額 での納付となります。 護保険料額の通知(暫定通知 ていないため、 平成30年4月・6月分の介 です。 前年の所得が確定 前々年の所

別徴収の方は、 から天引きします。 **関2月の保険料と同額を年金** 前年度から継続して特 暫定的に前年

また、4月から新たに特別



をご利用ください

徴収となる方は、前年度と同

地域包括支援センターは高齢者の皆さんが、いつまでも住み慣れ た地域で生活できるよう支援するための拠点です。

■支援内容

- ○自立した生活ができるよう介護予防をすすめます。要支援と認定 された方や、介護が必要となるおそれがある方への支援を行いま す。(介護予防ケアプランの作成など)
- ○介護に関する悩みや心配ごとなど様々な相談に応じます。
- ○高齢者の皆さんの権利を守ります。成年後見制度の利用や虐待防 止などの支援を行います。
- ○65歳以上のすべての方が利用できる、いきいき貯筋クラブや地 域まるごと介護予防推進事業など、地域の方と協力しながら介護 予防事業を行います。(随時、広報でお知らせします。)



▲いきいき貯筋クラブの様子

○医療や介護、住まい、日常生活など必要な支援が切れ目なく提供できるよう、多職種と定期的に話し合い を行い地域包括ケア体制の強化を行います。

介護や介護予防、生活の中での悩みや心配ごとなどお気軽にご相談ください。



在宅医療介護多職種連携研修会を開催

2月8日(木)、市民交流センターニコリ多目的ホールで、「認知 症高齢者の服薬支援」をテーマに研修会を行いました。当日は医療 や介護の関係者 90 名が集い、薬剤師と主任介護支援専門員とのパ ネルディスカッションや、グループワークを通じて服薬の工夫、ま た主治医や薬局、高齢者に携わる関係者との連携の取り方など話し 合いました。

長寿介護課介護保険担当・介護支援担当・介護予防担当 ・9 への問い合わせ **23-4313**